

高松地方裁判所委員会（第42回）議事概要

1 日 時

令和3年5月10日（月）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）岩根麻里，岡克典，熊澤貴士，黒野功久，近道暁郎，小早川龍司，柴田潤子，竹内麗子，中尾利枝子，長瀬裕亮（五十音順，敬称略）

（事務担当者）白神事務局長，村瀬総務課長，山形総務課長補佐

（説明者）天野民事部長，武知民事部主任書記官（補助者）

（オブザーバー）高見民事首席書記官，水関刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○説明者以外の委員，●説明者）

(1) 委員長の選任について

○ 高松地方裁判所長の黒野所長を選任するのはいかがか。

○ 異議なし。

黒野委員が委員長に選任された。

(2) 委員長代理の指名について

■ 柴田委員を指名するのはいかがか。

○ 異議なし。

柴田委員が委員長代理に指名された。

(3) 「民事裁判の I T 化について」に関する説明

天野民事部長から、裁判手続の I T 化の概要、裁判所並びに高松地方裁判所における取組、フェーズ 1 での争点整理のイメージ、法制審議会民事訴訟法（I T 化）部会中間試案の概要及び民事訴訟手続の I T 化の意義について説明を行った。

説明に当たっては、ウェブ会議の方法で裁判所と双方当事者が口頭で協議をしている場面、ファイル編集機能を使って共通の図面を見ながら協議をしている場面及び和解成立の見込みが立ち、裁定和解をする場面の模擬動画を視聴した。

(4) 意見交換

○ 近年不正アクセス、個人の情報を盗み見るケースを見聞きするが、個人情報が含まれる情報をネットワーク上でやりとりをすることにつき、セキュリティ上の問題への対応についてお聞きしたい。

● 情報セキュリティを含め、どのようなシステムを構築するか全体として検討中であると聞いている。

■ ビジネスや皆さまの身近なところでの活動におけるウェブ会議の利用状況やウェブ会議についての御意見を伺いたい。

○ 検察庁は、機密性のかなり高い情報を扱っているため、ウェブ会議は検察庁間に限られている。先日、司法研修所と検察庁の間での協議会をウェブ会議で行うことがあったが、このときは異なる機関との会議ということで、検察官個人のパソコンでウェブ会議を行った。現在、刑事裁判の I T 化につき、検討に入っているが、セキュリティの問題を考えながらどのように進めていくか課題になっている。

○ 大学の授業はオンラインで行っている。他大学の先生との研究会もオンラインで頻繁に開催している。一方、役所との会議では、一定のプラットフォームを避けるというのはある。

○ 私は、民間の建設関係の仕事をしているが、会社ではまだウェブ会議を利用していない。関係団体の会議は、ほとんどウェブ会議でやっている。しかし、セキュリティの問題があり、会員によってウェブ会議利用の方向性が異なることが一番のネックとなって

いる。

○ 私は、児童相談や女性相談の仕事をしているが、大きな会議などでは、移動をしなくても情報を共有できるメリットがあるため、ウェブ会議を利用している。一方で、個人情報など、取扱いに注意を要する情報を扱うケース研究会等では、ウェブ会議の利用は難しい。

○ 経済界では、この5月の総会はほとんどウェブだった。会議も昨年から大半がオンラインとなっている。

ウェブ会議については、団体や企業により、使うアプリが異なり、これに対応できないところがあることや年齢間の技能の格差が問題となっている。

私としては、裁判のIT化については、海外と比較して日本の裁判がやっとここまできたのかと感じている。

○ 私の団体では、セミナーは全てオンラインで行っている。

裁判所では、Teamsを利用しているということであるが、裁判で代理人をつけない人や機器操作に不慣れな人への対応はどのように解決していくのか。

● Teamsを導入していないと、裁判でウェブ会議を利用するのは難しく、今は、Teamsを導入している代理人を中心にウェブ会議をしている。しかし、裁判所内では模擬手続を通して職員の習熟を図ったり、弁護士とワーキンググループを作って情報交換をしたりしている。また、当事者本人の参加を排除しているわけではないので、将来的にはシステムの構築を待って、代理人をつけていない当事者も参加することになるかと思う。

○ 新聞社では、全国から集まってする共同通信社の加盟社会議等があるが、コロナ禍以後は、生活文化部長会等、各部会の会議が全てウェブ会議になっている。利便性というよりは、コロナで県をまたいだ移動ができない流れでウェブ会議になっている。

■ ウェブ会議におけるセキュリティ上の問題の他に、メリット・デメリットという観点から御意見をいただきたい。

○ 私の職業は、人と接する職業なので、ウェブ会議にすると年配の方は参加自体しなく

なると思うし、パソコンについても企業によって観点が異なる。ウェブ会議はメリットよりデメリットが大きいと思っている。

■ ウェブ会議を使えない人をどうするのか、という御指摘かと思うが、その点について他の委員の方のお考えをお聞かせいただきたい。

○ 裁判のIT化は、義務化になっているのか、選択できるのか。

● 中間試案では、「双方は映像音声送受信により期日の手続をすることができるものとする」という限度であり、現在特定の手続のみで電話会議をすることができるものを広く口頭弁論でもできるようにするという限度となっている。ウェブ会議をするかどうかを決めるのは最終的には裁判所であるが、当事者の出頭希望も尊重されるべきという意見も明記されており、当事者双方の意見を踏まえるということになるかと思われる。出頭希望があれば、出頭してもらった上で審理を進めることになると思われる。

○ 高齢者はパソコンに不慣れな方が多いのでそれがよいと思う。一方で、今は小学生の一人にパソコン一台がある時代となっており、近い将来はウェブの流れになると思う。ただ、今すぐ全てがウェブにということにはならないと思う。

○ 直ちにウェブ会議を義務化するのは難しく、双方ウェブ会議が可能な場合にウェブ会議をすることになると思う。ただ、全体の流れや諸外国の流れは、IT化の方向であるし、一般的には、ウェブ会議のメリットは大きいと思う。

セキュリティの問題は今でもあるのであって、セキュリティの問題を克服するシステムの構築を期待したい。

■ 委員の方のそれぞれの立場、組織でのお考えはどうか。

○ 期日調整がやりやすくなる点ややりとりがペーパーレスになるというメリットがあると思う。

○ 代理人が裁判所に行かなくてよいというメリットは高松の代理人が高松の裁判所に行く場合も同じである。これまで、5分程度の期日のために出頭していたが、それがなくなり、事務所で書類の中身についてのこともできるというのはよい。また、裁判は被告の住所地であるのが原則であるが、ウェブ会議ができれば、遠方にいても顔を見て審理

を進められる。

この他、日弁連には30から40の委員会があり、多くの弁護士が毎日のように東京で会議に出席していたが、これがウェブ会議になり、日程的にも出張旅費的にも便利である。

一方で、個人情報やITに不慣れな人、当事者本人への対応といった問題がある。前者については、これを克服してやっていきたいと考えており、オンラインで法律相談を進めている事務もある。後者については、日弁連と裁判所で議論をしているところである。弁護士だけで対応するのではなく、裁判所も対応するという形が望ましいと思う。

■ 先ほどの動画でファイル共有機能をご覧いただいたと思うが、皆さまの活動において活用例があれば御紹介いただきたい。また、ファイル共有機能にどのような価値や活用方法があるか教えていただきたい。

○ 情報を広く共有できるため、共同声明発表などの場面でその文言を多くの人と話し合うことができる。また、会議の議事録作成にも使える。紙ベースの議事録は相対的に少数の人で作っていたと思うが、ウェブを使うと多くの人意見を集約できるというメリットがある。これを裁判に活かすことができれば、裁判所の裁判のあり方、裁判官・書記官のあり方などが変わっていくと思う。

○ 図面に書き込んでいる様子を見て、よい使い方をされていると思った。私も授業や発表のときは書き込んだりしている。また、学生はファイル共有をしているということも聞く。

○ 香川県の情報政策課では、職員がウェブ会議を使いこなせるよう、今年2月くらいから会議をするときの注意事項や会議を主催するときの注意事項などを内容とするオンライン活用研修のようなものをしており、活用している部署は大いに活用していると思う。

■ 民事裁判手続でウェブ会議を利用することについて、感想も含め、どうか。

○ メリットの方が大きく、拡張していった方がよいと思う。

○ 司法の全体的な流れでITを使うというのは現実的な選択だと思う。刑事でもIT化は進めていくことになる。

IT化は幅広い選択肢の一つとしてうまく位置づけられるべきだと思うが、選択肢の一つとすることにより、制度本来の全体が崩れてしまうのは本末転倒だと思う。その点の議論をしていくべきだと思う。

- 民事裁判のIT化に関する中間試案では、訴え提起や準備書面の提出をオンラインでするという大きな柱の一つである。この点についての御意見をいただきたい。
- オンラインとなれば、マニュアルを作れば、個人でも訴状を作ることができるのではないかと思う。

しかし、大都会に集中している弁護士をローカルに分散できるのか、裁判所が適切なITリテラシーをどう進めていくのかなど、一般市民としては、課題は山のように湧いてくる。裁判所は、いつまでにどこまでするのか、一般市民に分かる形で広報するようお願いしたい。

- 当事者本人がオンライン申立てをするとき、本人のサポートを誰が担っていくのか、裁判所がそこをどのように整理するのが大事なところだと思う。
- ITリテラシーの問題については、取り組むべき課題と認識している。
- IT化が進めば、生で接する審理は少なくなる。当事者が現実に出頭しない審理、生で接しない審理についてどう感じるか、御意見をいただきたい。
- 重みとか、現実感とか、そういう感覚的な部分に難があるのかなど現時点では思う。
- 生で接しない場合、証人尋問はどのようなやり方をするのか。裁判官はどうやって心証をとるのか。
- 刑事事件では、ビデオリンクシステムを利用し、法廷ではない別の場所に証人に来てもらって、尋問をすることがあるが、それでも、画面は見ることができるし、音声のやりとりも不自由はない。ビデオリンクについては、通常証人尋問と同じく心証をとれているのではないかと思う。
- 中間試案では、証人尋問については、従前の枠組みを維持し、ビデオリンクの要件を緩和する方向での議論がされているのであって、真実を語る場としての法廷の重みを維持し、慎重な手続において従前同様、心証形成をするという中で議論がされているとこ

ろである。

- 証人尋問については、生で証言を聞く重要性はあり、ウェブ利用は限定的となる。メリハリをつけるということになる。
- 民事裁判手続のIT化において、国民の利便性を高めていくことが必要であるが、どのような視点が必要か、配慮すべき点としてどのようなものがあるか、御意見をいただきたい。
- 国民への周知の仕方やITに苦手意識のある人をどのように後押ししていくのが大切だと思う。
- 最後にIT化についてのお気づきの点や要望等があれば、いただきたい。
- ウェブ会議は順調にしていると思う。ドイツ人の友人の話では、IT化においては、文書の交換が大変だと聞いているので、裁判所の実務においてもここは大変なのではないかと思う。
- 裁判のIT化は世界の流れとしてすべきで、急ぎ進めるべきだと思う。一方、IT化を進める中で、憲法上の要請である裁判の公開や記録の閲覧などへの細やかな配慮をお願いしたい。
- 本日は、活発な御意見、様々な御指摘を頂戴した。今後の民事裁判のIT化促進に役立てたい。

5 次回の予定

令和3年11月15日（月）午前10時から2時間程度

（場 所）高松家庭裁判所大会議室（4階）

（テーマ）「裁判員裁判について」